

一関市地域協働推進計画

～わっしょい みんなでかつごう いちのせき～

みんなで創る地域づくりの仕組み



平成26年3月

一 関 市

目次

1	計画策定の趣旨	3
2	用語	3
3	計画期間	3
4	地域協働について	3
4-1	地域協働の定義	3
4-2	地域協働が必要な背景	3
5	地域協働推進に関する基本的な方針	5
6	地域協働の目指すもの	5
7	みんなで創る地域づくりの仕組みの全体イメージ	7
8	みんなで創る地域づくりの仕組み	8
8-1	地域協働の主体としての地域協働体	8
8-1-1	地域協働体の位置づけ	8
8-1-2	地域協働体の役割	8
8-1-3	地域協働体の区域の設定	9
8-1-4	地域協働体の設立	9
8-1-5	地域づくり計画の策定と市政への反映	10
8-1-6	地域協働体と行政との意見交換の場	10
8-2	「地域協働体による地域づくり」に対する支援	11
8-2-1	財政的支援	11
8-2-2	人的支援	14
8-2-3	その他の支援	14
8-3	「地域協働体の活動拠点」に対する支援	15
8-3-1	公民館から（仮称）市民センターへ ～幅広い市民参画による学びと地域づくりの拠点に～	15
8-3-2	市民センターの地域による管理	18
9	（仮称）地域協働体連絡会議の設置	19
10	協働のまちづくりの推進に関する条例の検討	20
11	行政各部門及び市職員における地域協働の意識高揚	20

1 計画策定の趣旨

市では、平成25年5月に地域協働の仕組みづくり検討会議（市民委員12人で構成）を設置し、同年11月に市民が主体となって地域協働のまちづくりを進めるための組織（以下「地域協働体」という。）の機能的・持続的な活動及び地域協働に対する市の支援の方策などについて「提言書」の提出を受けました。

一関市地域協働推進計画（以下「計画」という。）は、提言書を踏まえて、身近な地域課題の解決や地域の特性を活かした地域づくりの進め方を「行政主導型」から、地域と行政が連携して進める「地域協働型」へ転換し、「市民主体の地域づくり活動の促進」と「市民と行政の協働によるまちづくりの推進」を図るため、コミュニティ機能の再生充実と地域力の強化を目指し、地域協働体の体制強化と活動支援を柱とした各種制度の構築から実施までに至る基本的な事項を定めるものです。

2 用語

本計画においては、次のとおり定義します。

用語	定義
市	市民、地域、行政等を含めた一関市全体のこと
行政	市長、教育委員会、農業委員会などの行政機関の総体
まちづくり	市全体の「人」「活動」などの活性化に向けた取組み
地域づくり	地域、地区ごとの「人」「活動」などの活性化に向けた取組み
公民館	公民館には、市立公民館、自治公民館、集落公民館など様々な名称、位置付けがありますが、本計画においては、単に「公民館」「公民館事業」等と記載するものは、「市立公民館」「市立公民館の事業」等を指すものとします。

3 計画期間

本計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。ただし、期間中において適時、必要な見直しを行います。

4 地域協働について

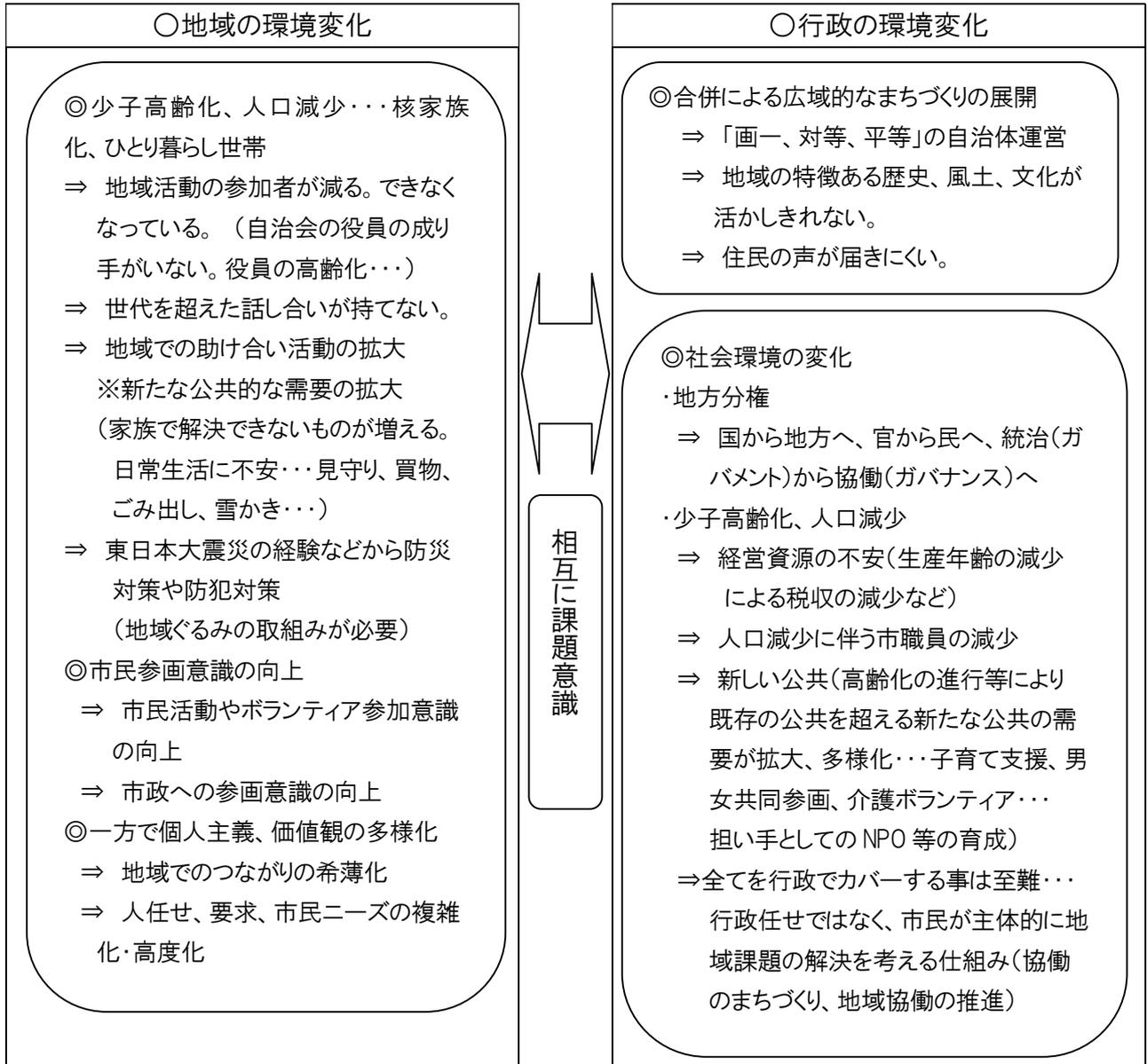
4-1 地域協働の定義

計画において、「地域協働」とは、「地域の自治会（民区、町内会、集落公民館等を含む。以下同じ。）、消防団やPTAなど各種団体、市民、民間事業者（企業）等の多様な主体が、一定の地域において互いに、又は行政と、地域の特性や課題などを共有した上で、役割を分担しながら、地域課題の解決や地域の実情に沿って地域づくりを進めること。」と定義します。

4-2 地域協働が必要な背景

地域、行政を取り巻く環境変化に伴い、行政だけの取組みや行政主導のまちづくりでは限界が見えてきました。これからは、地域と行政が協働したまちづくりが大切になってきました。

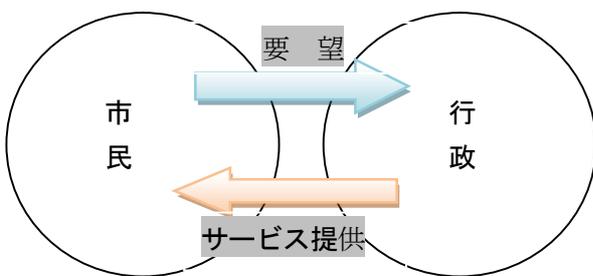
表 地域と行政の環境変化



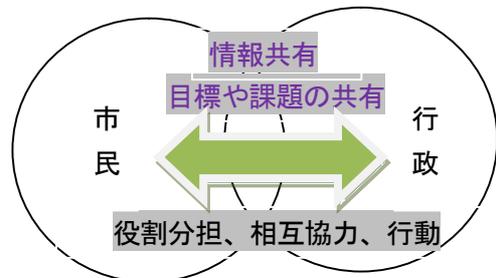
相互に課題意識

新たな課題や公共的な需要の拡大に対応するために

【これまで (行政主導型)】



【これから (地域協働型)】



地域ができることは地域で、地域でできないこと、行政でやるべきことは、行政で(役割分担)共に住みよいまちづくりの当事者として協力、行動する。

5 地域協働推進に関する基本的な方針

地域、行政を取り巻く現状を踏まえ、計画の推進に当たり基本的な方針を次のとおりとします。

○自立型の地域づくり

「自分たちの地域は自分たちで守り、創る」を基本に、市民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、その発想を自らが実践する自主・自立の地域づくりを促進していくこととします。

○補完性の原則

これまで公共サービスは専ら行政が担うものとして、その範囲を拡大してきましたが、多様化する住民ニーズに対して、市民、地域、行政等が連携し、お互いが支えあい、補完しながら解決するという「補完性の原則」の考え方をもって、進めていくこととします。

※補完性の原則…個人や家庭、地域でできることは自助・共助で解決し、それでもできない場合は、地域と行政との協働、もしくは公助として行政が補完、支援すること。

○地域分権の推進

地域が取り組んだ方が効果的、効率的なもの、身近なところで自ら判断し実施した方が良いものなどについて、「地域のことはそこに住む市民が決められる社会」の構築を目指し、事業と財源を地域に委ねる「地域分権」を進めていくこととします。

6 地域協働の目指すもの

「支え合いの仕組みが実践される住み良い地域社会」を創る。

「協働のまちづくり」は、少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変わりつつあり、また、公共に対する住民ニーズが多様化してきている今日の社会において、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が創意工夫をし、ともに行動することが大切です。

地域協働は、すべての人が地域を支え、創る一員となり、相互の連携強化と創意工夫により様々な「協働の形」を作り、行動することにより「支え合いの仕組みが実践される住み良い地域社会」を創ることを目指します。

○2つの「協働」の創出

・地域社会の協働

地縁でつながる様々な市民、地域組織、市民活動団体、民間事業者（企業）等が連携するネットワークをつくり、互いに支え合い、協力していくことや地域の将来像を地域全体で共通認識し、身近な課題の解決や地域の特性を活かした活動を地域ぐるみで実践していくことを目指します。

・地域と行政の協働

地域の特性を活かした地域づくりと、地域のニーズを明確にすることにより、地域と行政の役割分担のもとに市民が必要とする公共サービスを効果的、効率的に提供されることを目指します。

○地域にふさわしい公共、公益の創出

社会環境の変化により、新たに生じる公共的な需要などについては、行政だけでなく、市民、地域組織、市民活動団体、民間事業者（企業）など多様な主体がそれぞれの立場で担い手となり、地域ならではの創意工夫や行政ではできない現場に即した細やかなやり方により、地域にふさわしい公共的な活動が展開されることを目指します。

また、地域資源を活用した特産品開発や課題解決に向けた取組みの中からコミュニティビジネスへ展開するなど新たな起業化や働きがい、生きがいを創出していくことを目指します。

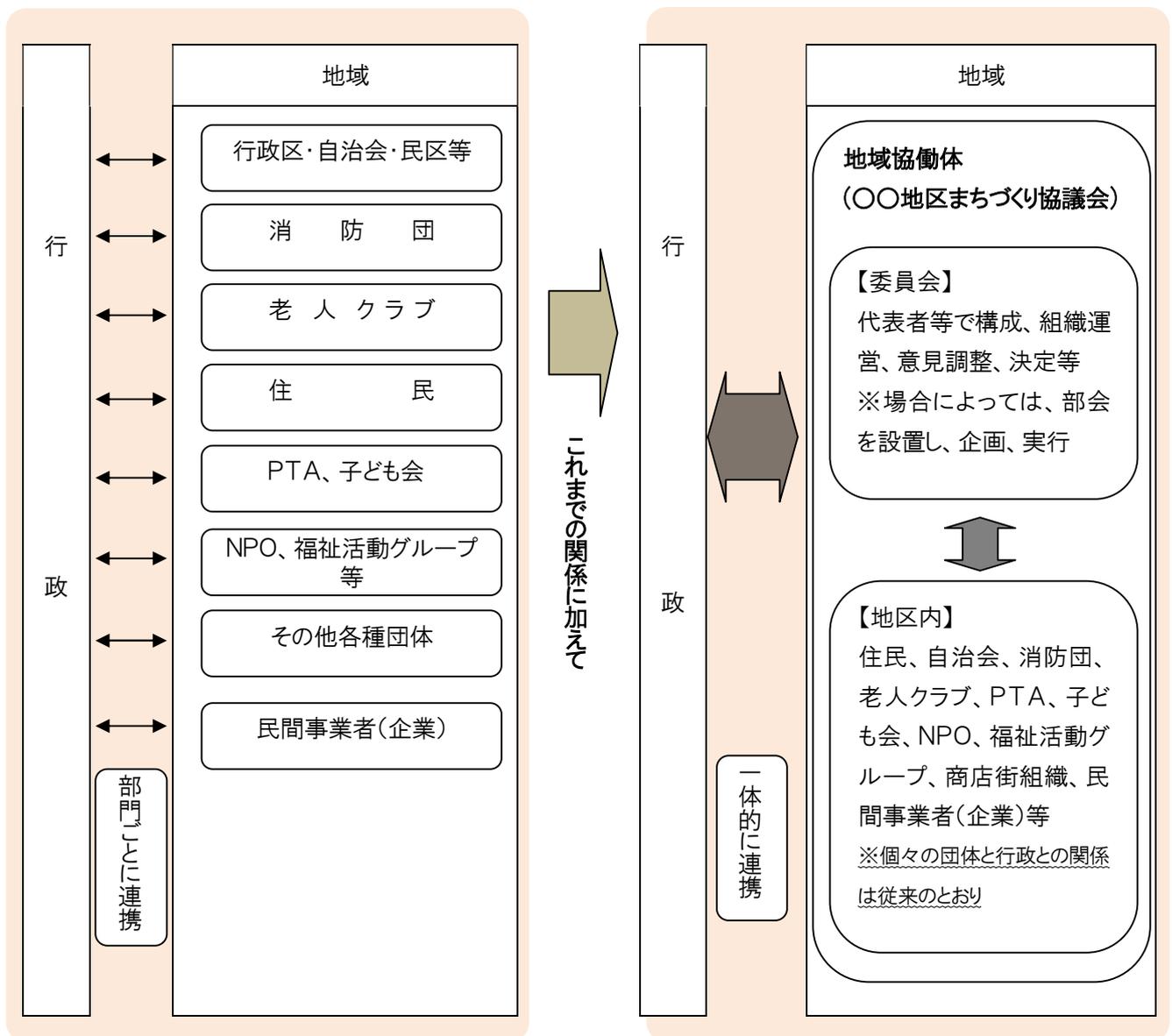
●地域と行政の連携のイメージ図

これまでの地域組織

- ・要望、陳情、依存
- ・組織ごとに関係者が参加
- ・地域内の様々な組織の横のつながりが弱い。
(情報共有、意見交換の場が少ない。)
- ・短期的視点(地域課題、地域づくり事業)
- ・行政とはそれぞれの単位で縦につながる。

これからの地域組織

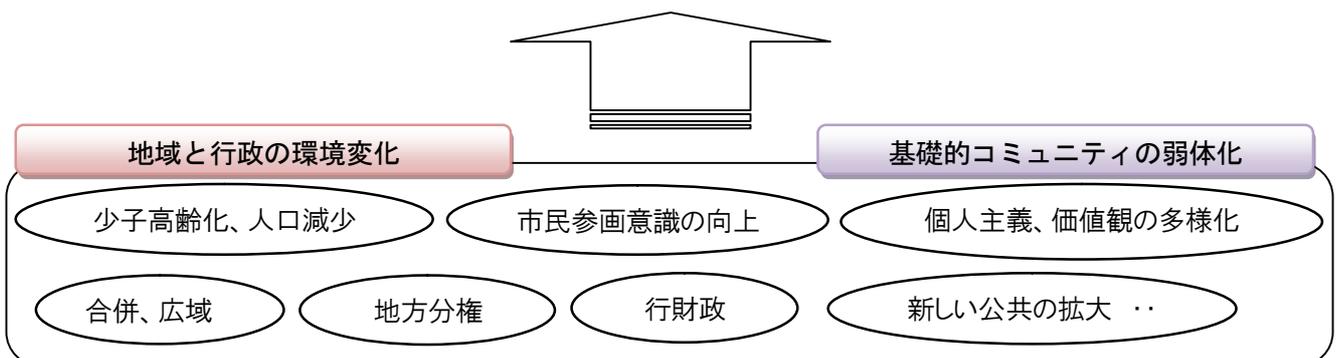
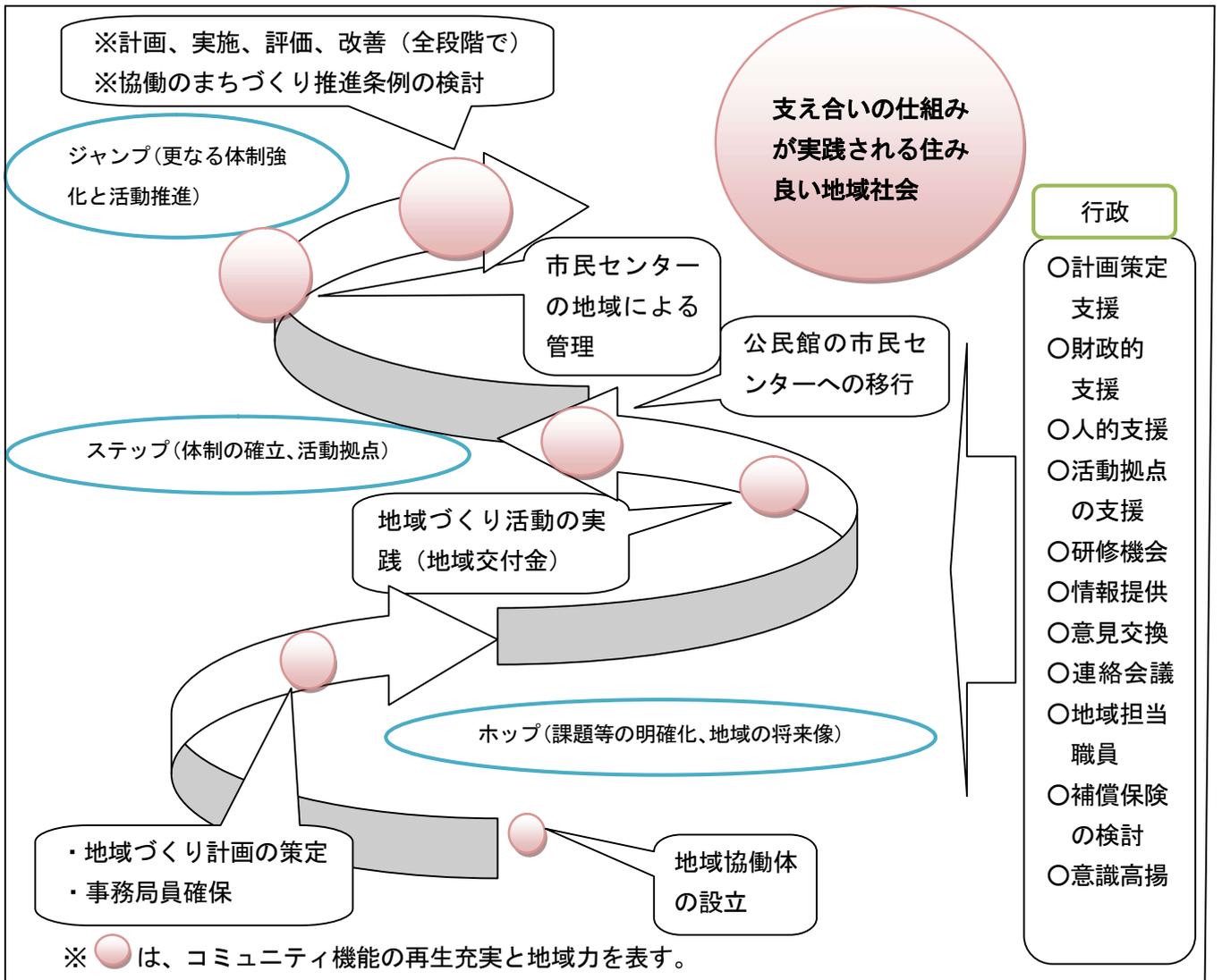
- ・提案、実践、協働
- ・地域の多様な住民、団体が参加(各世代から)
- ・地域内の様々な組織の横のつながりの強化
(話し合いの継続、地域課題の共有)
- ・短期、中期、長期的視点(地域課題、地域づくり事業)
- ・行政とは、組織として横でつながる。



7 みんなで創る地域づくりの仕組みの全体イメージ

一関市の将来像 **人と人、地域と地域が結び合い未来輝く いちのせき**

地域協働	目指すもの	○2つの「協働」の創出（地域社会の協働、地域と行政の協働） ○地域にふさわしい公共、公益の創出
	基本的な方針	○自立型の地域づくり ○補完性の原則 ○地域分権の推進



8 みんなで創る地域づくりの仕組み

多様化、複雑化する地域の課題は、地域のことをよく知る市民が、地域の特性に応じて主体的に取り組み、行政がその取り組みを支援することにより、より良い解決を図ることができます。

「みんなで創る地域づくりの仕組み」は、地域住民で「住み良い地域とはどのようなものか」「地域の生活に関わる課題はなにか」ということを自ら見出し、発信し、課題解決に向けて、自らが設定した目標を達成することにより、地域を創りあげていく仕組みです。さらに、取り組みの積み重ねと高まりにより、コミュニティにおける社会関係資本（ソーシャルキャピタル）の蓄積や新たにできる「公共・公益」を創出し、少子高齢化、人口減少に負けない元気な地域、支え合いの仕組みが実践される住み良い地域社会を創ることを目指します。

※社会関係資本（ソーシャルキャピタル）とは、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった、人びとの意識や個人や
集団同士のつながりで、それが社会の効率性を高める「資本」としての機能を持つという考え方

(アメリカ政治学者ロバート・パットナム)

8-1 地域協働の主体としての地域協働体

8-1-1 地域協働体の位置づけ

地域協働の推進には、地域全体の調整、推進役を置き、行政と連携を強めることが必要となります。

地域における調整、推進役は、一関市協働推進アクションプラン（平成22年12月策定）（以下「アクションプラン」という。）に掲げる「地域協働体」が担うものとします。「地域協働体」による市民主体の地域づくりを進め、行政はその活動に対し様々な支援（サポート）を行います。

○地域協働体の位置づけは、次のとおりとします。

地域に対する位置付け	地域住民や各種団体等と情報共有、連携、調整を行い、地域の特性を活かした地域づくりや公共的課題の解決に取り組むなど地域コミュニティの代表組織
行政に対する位置付け	地域課題に関する市民の意見を行政に反映できる機能を有し、当該地域における行政事業に関し、地域を代表して意見するなど地域と行政の協働のメインパートナー

○地域協働体は、次のような機能を有するものとします。

- ① 地域づくり計画を策定し、その実行を推進する。行政は、地域づくり計画など地域協働体で決定された事項を尊重し、市の施策への反映に努める。
- ② 当該地域に係わる重要計画等（総合計画、福祉計画など）に関して、行政からの要請に応じて、意見する。
- ③ 当該地域での市の施策等（道路整備、景観形成等）に関して、行政に提案する。
- ④ 当該地域における公の施設の設置、廃止に関し、行政からの提案内容について意見する。
- ⑤ 地域の実情に応じ、地域が行った方が効果的・効率的な事業を行政と協議のうえ、実施する。
(公園等の管理運営、道路等維持、子育て・福祉事業の運営等)

8-1-2 地域協働体の役割

アクションプランにおいては、地域協働体について、5つの役割を期待しています。例示すると次のような活動の視点や事例が考えられますが、地域の実情に応じて、必要な取り組みを地域が決定して、実践します。

アクションプラン	活動の事例
① 行政機能や基礎的コミュニティ機能の支援・補完	<ul style="list-style-type: none"> ・単位自治会や単独の地域組織でできないことへの連携対応 ・活動拠点としての施設の管理運営 ・市総合計画等への意見提出 など
② 多様な住民参画を通じたコミュニティ機能の再生・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロン、買物代行、子育てサロン、子どもフェスタ ・環境パトロール、防犯パトロール ・都市と農村の交流事業 など
③ 民主的な地域意見の調整や集約	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、意見交換、ワークショップ等 ・将来ビジョン、地域づくり計画の策定 ・地域要望、ニーズの取りまとめと提案 など
④ コミュニティ活動を通じた地域の人材育成、確保	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の実施による地域内交流の促進、人材育成 ・研修会、講演会、視察、講座の実施 ・活動や交流を通じた地域人材の発掘 など
⑤ 新たなまちづくりや活性化の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・夏まつり、食のバザール、文化祭、体験学習等受入 ・共同店舗運営、農産物の加工、提携販売、特産品開発販売 ・有償ボランティアによる輸送サービス など

8-1-3 地域協働体の区域の設定

地域協働体の区域は、これまで公民館事業等により、地域の文化、歴史等の学習や地域活動を通じて培ってきた地域の一体感と活動拠点としての施設活用を考慮し、公民館（本館）が管轄する区域を原則とします。なお、地域の合意形成があれば、公民館（本館）の区域とは別に設定できるものとします。その場合も、地域協働の取組みが持続的かつ効果的に実践できるコミュニティの単位を基本とし、世帯数や人口等の規模も勘案して定める必要があります。

ただし、単一自治会のみで地域協働体の区域とすることや、複数の地域協働体の区域が重複することがないように、地域との調整協議を進めます。

8-1-4 地域協働体の設立

地域協働体の設立の流れは、①学習会の開催、②地域の各種団体等や市民への参加呼びかけ、③設立準備会の立ち上げ、④規約や組織、事業計画の協議、⑤設立説明会、⑥設立総会という流れが一般的なものとなっています。行政は、この一連の流れの中で学習資料の提供、先進事例の紹介、規約等の作り方など必要な支援を行います。また、市民活動センターが、地域の課題に関する話し合いや懇談について、参加者が自発的に発言を行える環境づくりの支援を行います。

事業1「地域の合意形成を図る事業に対する支援」

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働体の設立に向け、地域の合意形成を図るため行う会議、啓発その他の準備費用に対する支援 ・限度額：1地区5万円（2箇年までとし、総額5万円、単年度精算、前金払い可） ・補助率：100% <p>※従前は、地域協働体の設立時に褒賞金を交付していましたが、設立準備会に対し交付するものとして、制度改正するものです。</p>				
実施年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
			交付対象は当面、27年度までに発足した地域協働体設立準備会とします。		

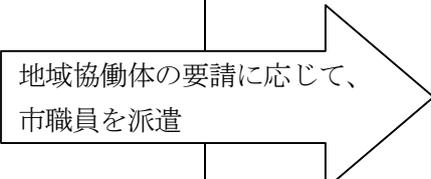
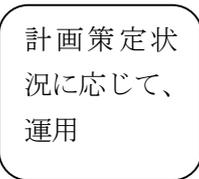
8-1-5 地域づくり計画の策定と市政への反映

地域協働体には、地域の皆さんとの話し合いのもとに、地域の将来構想ともいえる「地域づくり計画」の策定を進めていただきます。地域づくり計画には、将来像（ビジョン）、地域の課題やその解決の方向性、地域で実施するもの、各種団体等が実施するもの、あるいは行政に実施を提案するものなどが盛り込まれるものと想定しています。また、地域づくり計画を作成する過程においては、地域住民の意向調査の実施や各種団体等の活動状況の把握などにより、地域の現状や課題の共有と整理がなされ、話し合いと合意形成により地域で協力して取り組む事業を企画していくなど、より民主性と実効性を兼ね備えた地域協働体に発展することが期待されます。

なお、地域づくり計画の策定にあたっては、行政は市職員を派遣するなど必要な支援を行います。

地域づくり計画に盛り込まれる事項については、行政が地域の取組みに対し支援するとともに、優先順位や役割・負担の程度をもとに、地域と行政が調整と協議を重ね、市の計画や予算に反映させるよう努めていきます。

事業2「地域づくり計画」策定支援

内容	・地域協働体の要請に応じて、専門知識の提供のため、企画、総務、福祉、建設など必要な部門の市職員を派遣				
実施年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
					

8-1-6 地域協働体と行政との意見交換の場

地域ビジョンや行政情報など情報共有の流れをつくるため、次のような取組みを行います。

- ① 地域づくり計画の実施等に関して、地域協働体と行政との意見交換会の開催
- ② 市総合計画や各種施策に対する意見聴取などは、地域協働体を地域の窓口として行っていくこと。

行政においては、地域づくり担当部門（支所を含む。）が地域協働体の総合窓口となります。

事業3「地域協働体と行政との意見交換の場」の設置

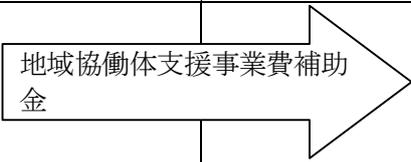
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・移動市長室等の機会を活用し、地域と市長が地域の将来像を共有するための意見交換会の開催 ・地域づくり計画等に掲げる地域からの提案について調整、協議 ・市総合計画や各種施策に対する意見聴取 				
実施年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
					

8-2 「地域協働体による地域づくり」に対する支援

「地域づくり計画」の実践など地域協働体が行う活動に対して、財政的、人的な支援制度を設け、地域の特性を活かした地域づくりを促進します。

8-2-1 財政的支援

事業4 「地域協働体支援事業費補助金」

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり計画を策定するまでの間の活動に係る支援 ・研修会、講演会、アンケート調査、会議等に要する経費 ・地域づくり計画書、パンフレットの印刷等に要する経費 ・限度額：1地域協働体 単年度20万円 ・補助率：2/3 				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施年度			<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 当面は 27 年度まで </div>		

事業5 「地域づくり計画に基づく事業に対する地域交付金（仮称 地域ゆめづくり交付金）」

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働体が、地域課題の解決や地域の特性を活かした地域づくり活動を自主的に取り組むために要する経費について、「いちのせき元気な地域づくり事業」と「地域おこし事業」の予算枠を活用した新たな交付金制度「(仮称) 地域ゆめづくり交付金」の創設を検討し、平成27年度から支援 ・既存の地域協働体の構成員となる自治会、公衆衛生組合、自主防災組合等の補助金について、各種団体等と協議のうえ、地域交付金と統合、一括化を検討（各補助金の限度額に捉われず、地域の裁量により、柔軟に用途を決める仕組み） ・ハード事業は、行政が実施する事業と仕分けの方法や地域協働体のニーズの把握が必要なため、計画期間に制度化する方向で検討 				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 交付金制度の具体的な制度設計 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 先行して設立された地域協働体から実施 </div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 地域協働体の設立状況に応じて、交付（ハード事業以外） </div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 各種補助金との統合、一括化の検討 </div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> ハード事業に係る交付金制度の検討 </div>			

※地域交付金のイメージ

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自らが地域課題の解決や地域特性を活かした地域づくりなどの活動に対する支援 ・地域づくり計画の推進に対する支援 ・地域づくり活動に対する柔軟な使途（予算の次年度繰越や一部予算の積立も可能な仕組み） ・地域協働体が組織の構成団体等へ助成することも可能
<p>ソフト事業</p> <p>・地域のニーズにあった地域づくり活動</p>	<p>例えば</p> <p>健康福祉（高齢者サロン、健康体操、一人暮らし高齢者の見守りや昼食会など） 環境美化（花いっぱい運動、植樹活動、ごみのポイ捨て防止看板の設置など） 防犯防災（防犯講習会、パトロール用備品や消耗品の整備、防災安全マップ作成） 教育子育て（子ども向け行事、子育てサロンの開設や運営助成など） 地域行事（運動会、文化祭、夏祭り、映画会など） 産業観光（特産品開発、産業イベント、お店マップ等情報発信など） 広報啓発（協議会だより、ホームページの開設など） 自治会への助成（自治会等活動費総合補助金等の一括交付金化後） その他（交通弱者に対する輸送サービスの実施、有償ボランティアの活用、先進地視察など）</p>
<p>ハード事業</p> <p>・身近な生活課題の解決に向けた取り組み</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>ハード事業は、行政が実施する事業との仕分けの方法の検討や地域協働体のニーズの把握が必要であることから、地域協働体と協議した上で、交付金制度を構築</p> </div> <p>想定されるもの</p> <p>景観形成（街並みの景観を意識した設置物、植栽やフラワーポットの設置等の緑化活動など） まちの魅力の向上（シンボル施設の整備、モニュメントの設置、ライトアップ設備の整備など） 伝統文化の継承・歴史的施設の保全（地域が所有する郷土資料館等の整備や地域の伝統的な町家、歴史的建築物（倉庫、蔵、住宅等）の保全・改修など） 観光振興（ミニ産直や観光振興のための案内板の設置など） 安全安心なまちづくり（防犯カメラ、防犯灯、カーブミラーの設置、バリアフリー化のためのスロープの整備など） その他（自治集会所の施設修繕の助成（自治会等活動費総合補助金の一括交付金化後）、宝くじ助成金などを活用したハード事業の自主財源など）</p>

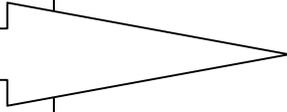
事業6 地域協働体が雇用する職員（事務局員）に対する支援

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働体における各種事業や事務処理の円滑化を図るため、地域協働体で雇用する職員（事務局員）の設置に要する経費を支援 ・現在、市職員が事務局となっている場合は、地域主体の考え方から、事務局は地域が担うものとし、行政はアドバイス等の支援を行うものとします。 ・原則、1年目は市非常勤特別職として、事務局に必要な知識、技術等の育成を図ったうえで、2年目以降から地域協働体が直接雇用する。 (地域協働体が希望する場合は、初年度から直接雇用することも可能) ・市非常勤特別職の場合（1年目） <ul style="list-style-type: none"> ・配置人数等：地域協働体あたり1名とし、公民館に配置 ・雇用条件：週29時間以内の年間雇用 ・業務内容：地域協働の意識醸成に係る啓発、地域協働体の活動支援、その他公民館が行う事業の補助事務等 ・地域協働体で雇用する場合（2年目以降） <ul style="list-style-type: none"> ・勤務条件等は、地域協働体で定めるものですが、市非常勤特別職の年間雇用相当分の費用を支援 ・業務内容：庶務（経理、資料作成、広報等）、事業推進に係る事務を想定 ・一関市地域協働推進員設置要綱（平成25年一関市告示第28号）に基づく地域協働推進員制度（地域における協働のまちづくりを自主的に行う推進員に対し、報償費を支援する制度。以下「現行の推進員制度」という。）を本事業に移行。ただし、地域協働体が現行の推進員制度を選択することも可能（平成26年度までの期間に限り、いずれかを選択 ・事業5「地域交付金」制度、事業11「市民センターの地域管理」と併せ、事務局費財源の一括交付金化等を検討、柔軟な財源運用の仕組みを再構築 				
実施年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 先行して設立された地域協働体（※）の地区に配置。または現行の推進員制度の継続のいずれかを選択 </div>	地域協働体の設立状況に応じて、雇用に対する支援 地域交付金等との一括交付金化を検討			

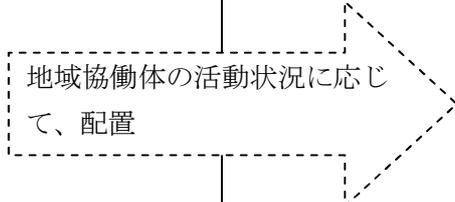
※地域協働体の設立までのスケジュールが明確な場合は、設立準備会を含む

8-2-2 人的支援

事業7「研修の機会や地域活動の情報提供等」

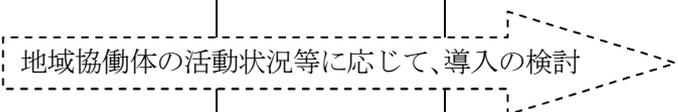
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働体の職員に対して、地域協働体の運営等に係る研修の機会を提供 ・地域の人材育成に係る学習機会の提供として、これまで行政が実施してきた講座等の実施と併せ、地域協働体と連携しながら各種研修会等を実施 ・地域活動に関する情報提供、相談等の業務の実施、市民活動センター事業の充実 				
実施年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 実施 (地域協働体の設立状況に応じ、実施、充実) </div> 				

事業8「地域担当職員」の配置の検討

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働体ごとに、地域協働体と行政とのパイプ役としての機能をさせる市職員を配置 ・担当職員は、行政情報の提供、国県等補助制度の活用その他活動に対するアドバイスなどの役割を想定 				
実施年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 研究、検討、制度設計 </div>			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地域協働体の活動状況に応じ て、配置 </div> 	

8-2-3 その他の支援

事業9「市民活動補償保険制度」の検討

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働体や市民活動団体等が行う社会貢献活動に参加する市民のけが、入院等に係る費用を保険により補償する制度を検討 				
実施年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 調査研究 </div>		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地域協働体の活動状況等に応じて、導入の検討 </div> 		

8-3 「地域協働体の活動拠点」に対する支援

地域協働体が持続的に活動を展開していくためには、地域における活動拠点が必要です。アクションプランでは、公民館施設を協働のまちづくりの拠点として位置づけており、地域住民が主体となった地域づくりの観点から、より地域が使いやすく、多様な活用ができる施設にするとともに、地域協働体の活動拠点とし、より多くの市民の参画を得ていくことを目指します。

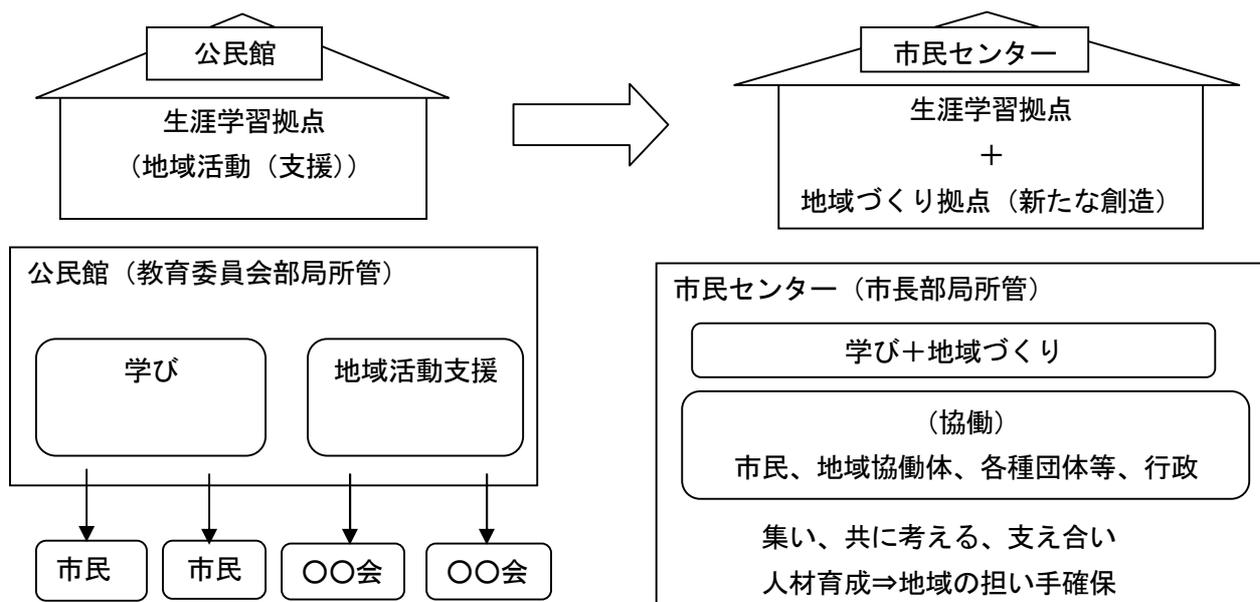
8-3-1 公民館から（仮称）市民センターへ ～幅広い市民参画による学びと地域づくりの拠点に～

これまで地域の生涯学習の拠点、地域活動の支援の役割を果たしてきた公民館の機能を活用し、地域が主体となって、市民、各種団体等の協働体制を充実させるとともに、地域課題の把握・解決に向けた取組みを進めるなど、公民館を市民センター（仮称。以下同じ。）へ移行し、地域づくり拠点として機能の充実を行うものです。

市民センターは、地域協働体、市民、各種団体など多くの人の「集い」の核となり、「共に考える」の場をつくり、お互い協力しあう「支え合い」を創ることを目指します。また、市民主体の生涯学習や地域づくりの取組みを通じて、人材育成を図り、地域の担い手の確保を目指します。

なお、年代別学級事業や芸術、文化に関連した事業、各種団体等と連携した事業など現在行っている公民館事業は、市民センターで継続して行っていきます。

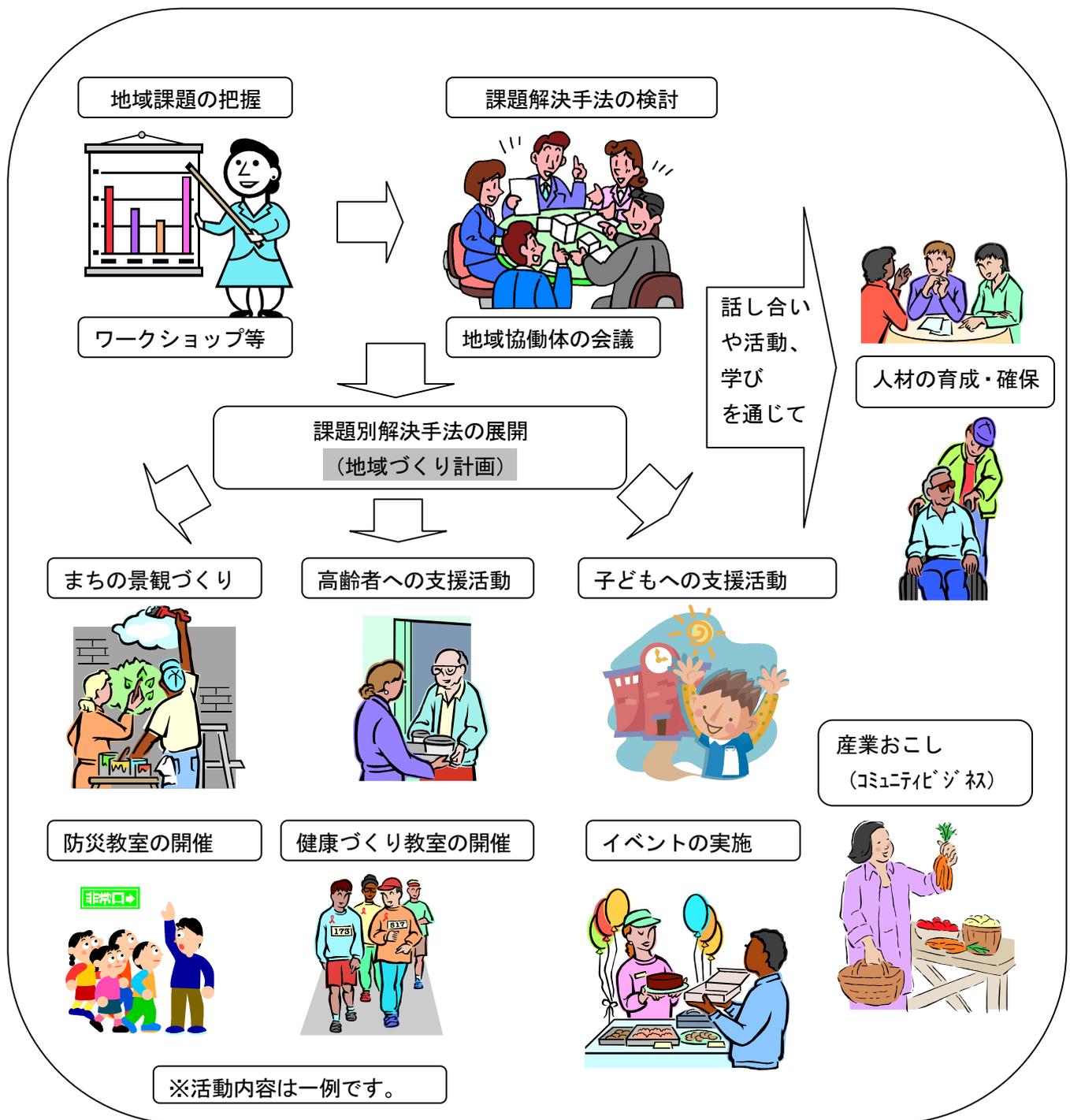
●市民センターのイメージ図



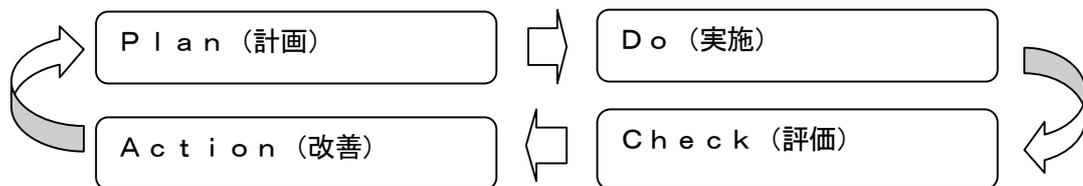
○市民センターの概要

運営体制	地域協働体、市民、各種団体などから参画を得て、学びと地域づくりの拠点としての機能の充実を図ります。
地域協働体の活動支援	地域協働体の事務室を置くとともに、地域課題の把握、各種団体等の連携、取組みなど地域協働体の活動を支援します。
地域の人材育成	市民活動に関する情報提供や交流スペースの確保、市民主体の生涯学習と地域づくりの取組みの促進を通じて、地域の人材育成を図ります。
双方向の情報共有	みんなが集う場、地域情報の収集、整理、公開の場、そこに行けば必要な情報が得られる場とし、地域住民と双方向の情報共有を図ります。

●市民センターの活動イメージ図



これらの取組みは、PDCAサイクルにより継続的な見直しを行います。



○市民センターの活用等

① 施設活用の多様化

市民センターにおいては、民間感覚による施設の活用として、例えば、地域の取組みとしては、会議室を定例的に高齢者や小中学生に開放することや空きスペースを活用した喫茶コーナー、バザーの開催など地域交流の場として活用することなどが考えられます。利用目的などに制約のある公民館（社会教育施設）から幅広い利用が可能な市民センター（コミュニティ施設）に移行することにより、施設活用の多様化が期待できます。

② 学びと地域づくり活動

文化、体育、教養などのほか環境、防犯、防災などの地域課題について、解決に向けた学習を行い、その成果を実践につなげるなど、市民主体の地域づくり活動の促進と生涯学習の振興の場としての活用も考えられます。

③ 地域と行政をつなぐ場

市民センターは、生涯学習の場の提供や市民活動の情報提供、相談などへの対応も想定しています。また、地域協働体の活動拠点とすることにより、地域協働体の活動を通じて地域づくりやまちづくりに対する関心度が高まり、協働のまちづくりの推進にも繋がるものと考えます。

④ 地域づくり事業の環境整備

公民館は、公民館事業の中で地域活動を支援していますが、どちらかという生涯学習が主、地域活動の支援事業は補足的な業務でした。公民館から市民センターへ移行することにより、学びと地域づくり事業が一体的に行う体制が構築され、地域の特性を活かした活動の展開が期待されます。

⑤ 行政窓口の一本化

地域協働体との連携、支援のための窓口を一本化するため、行政においても教育部門と地域づくり部門を統合する方向で組織を見直すとともに、市長部局への移管を検討します。

事業10「公民館の市民センターへの移行」

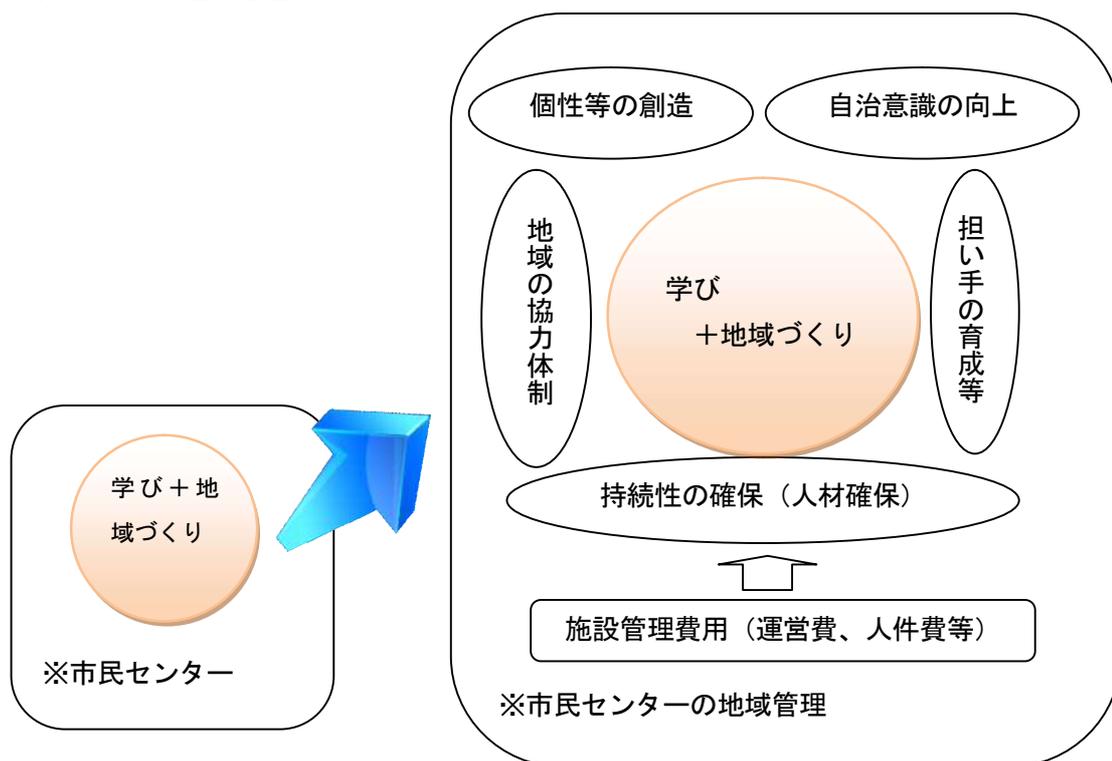
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館を市民センターに移行することについて、調査研究、検討 ・地域協働体や市民等とともに導入を検討 ・導入にあたっては、条例改正等必要な手続きを実施 				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施年度	調査研究、導入の検討				
	公民館			市民センター	

8-3-2 市民センターの地域による管理

地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進するうえで、より効果的であり、望ましいと考えます。

また、行政が施設管理に必要な財源を負担することにより、地域協働体の組織が強化され、地域の個性等の創造や人材育成などが中長期的に取り組めるなど、持続的な地域協働の取組みが確保される仕組みと考えます。

○市民センターの地域管理のイメージ



◇地域協働体の持続的な活動

地域協働体が持続的に活動するための拠点として、事務所機能と活動資源としての施設が確保できます。さらに、施設の主体的な管理により、事務局員等の人材が確保されることで、組織の強化が図れます。

◇個性等の創造

地域が管理運営することにより、施設ごとに地域の個性や特性などを活かし、地域協働体の創意工夫による施設活用が期待できます。

◇自治意識の向上

自らの活動拠点を自らが管理運営するという自治意識の向上に繋がります。

◇地域の協力体制

市民センターに地域住民が求める人材を配置することにより、地域への関心や協力、連携体制が一層強くなることが期待できます。

◇担い手の掘り起こし、育成

地域の担い手についても、地域協働体が確保した職員を介して、中長期的に、地域の後継者となるべき若者や壮年層を掘り起こし、育成していくことが期待されます。

■市民センターの地域管理にあたっての検討

市民センターの地域管理にあたっては、既存事業の継続性を確保するため、市職員と地域雇用の職員とが共同で施設を管理運営する期間を設けて、段階的、年次計画的に移行することが望ましいと考えます。なお、この場合には、次のような課題を整理していく必要があります。

- (1) 出張所や図書館の併設、大ホール、体育館の有無など施設ごとに異なる管理面等についての課題
- (2) 公民館事業や社会教育事業については、市民サービスに後退がないように、行政が行うべき事業、地域で行うことがより事業効果が高まる事業等に分類するなど、あり方を検討。その上で、地域が行う事業について、市の支援体制の構築

なお、全市または支所内全域を対象とした社会教育事業や市民センター職員に対する社会教育等の研修の機会や情報の提供、学習事業実施に係る助言、支援等については、行政がその役割を果たしていきます。

事業11「市民センターの地域管理」

内容	・市民センターを地域が管理することについて諸課題や公民館事業と社会教育のあり方を整理し、地域との合意を踏まえて、段階的な導入を検討				
実施年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	諸課題の整理、公民館事業と社会教育事業のあり方の検討など	協定等必要な手続き			

9 (仮称) 地域協働体連絡会議の設置

各地域で地域協働体が設置され、地域課題の解決や地域づくりの取組みが進みだすと、地域協働体間の連絡調整も欠かせなくなってくることから、(仮称) 地域協働体連絡会議の設置を検討します。

事業12「(仮称) 地域協働体連絡会議」の設置

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会議は、各地域協働体の代表者等で構成するものとし、市域全体を単位とする連合会及び一定の広がりや人口を単位とする複数の連合会の設置を検討 ・各地区の取組み状況に関する情報交換や全市的な地域協働の進め方などについて意見交換 				
実施年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度

10 協働のまちづくりの推進に関する条例の検討

協働のまちづくりの推進については、アクションプランに基づき進めているところですが、他自治体によっては、市民、企業、行政等の役割や協働の仕組み、地域協働体の組織等について、条例を定め進めているところもあります。

今後、各地域で地域協働体の取組みが実践され、多くの市民が協働に対する意識が高揚してきた段階において、さらに「協働のまちづくり」を進めるにあたり、幅広い観点から条例の制定について、市民とともに検討します。

事業13 協働のまちづくりの推進に関する条例の検討

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討組織の設置を検討 ・ 市民参画によるワークショップ等を通じて、意見交換 				
実 施 年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度

11 行政各部門及び市職員における地域協働の意識高揚

アクションプランにおいては、「協働のまちづくりは、市民と行政との協力・連携の上に成り立つ」ものとしており、行政各部門が、事務事業を進めるにあたり、今まで以上に「地域と行政の協働」を意識する必要があります。

そのため、協働事例研修会や行政各部門が取り組んだ協働事業の実践発表会を実施し、行政組織における地域協働の意識高揚を図ります。

また、市職員については、アクションプランに掲げる市職員の行動方針である「ひとりの市民としてもまちづくりに参画すること」及び一関市協働推進職員行動指針（平成24年5月策定）において、「一人の市民として、地域活動等に自主的に参加すること」としていることから、アクションプラン及び一関市協働推進職員行動指針を周知し、地域活動への参加を促進します。

事業14 行政各部門及び市職員における協働の意識高揚

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働事例研修会の実施 ・ 協働事業実践発表会の実施 ・ アクションプラン及び一関市協働推進職員行動指針の周知 				
実 施 年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度

(参考)

「地域づくり計画書」の例

地域づくり計画にひな形や取決めはありませんが、イメージとしては次のとおりです。

〇〇地区地域づくり計画書																												
〇〇地区まちづくり協議会																												
1	この地域の特色、課題																											
2	地域ビジョン（〇〇を活用した、魅力ある〇〇のまち）																											
3	私たちの具体的な取組み方向、実施事業																											
	<table border="1"><thead><tr><th>実施項目</th><th>実施事業</th><th>実施主体</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">地域の宝を活かした魅力あるまち</td><td>〇〇史跡の環境整備</td><td>協議会（地域一斉作業）</td></tr><tr><td>〇〇伝統まつりの開催</td><td>協議会（主催）</td></tr><tr><td rowspan="3">安全安心なまち</td><td>防犯パトロール</td><td>各自治会</td></tr><tr><td>防犯灯整備</td><td>点検：各自治会 整備：市に提案</td></tr><tr><td>市道〇線の歩道整備</td><td>整備：市に提案</td></tr><tr><td rowspan="2">子育てしやすいまち</td><td>児童公園の整備</td><td>協議会（市補助事業）</td></tr><tr><td>通学路点検</td><td>各自治会</td></tr><tr><td>高齢者が生き生きするまち</td><td>ふれあいの場の運営 （空き店舗活用）</td><td>協議会、婦人会、老人クラブ ※開設に係る支援を行政に提案</td></tr><tr><td>活動拠点の整備</td><td>市民センターの管理運営</td><td>協議会（市委託事業）</td></tr></tbody></table>	実施項目	実施事業	実施主体	地域の宝を活かした魅力あるまち	〇〇史跡の環境整備	協議会（地域一斉作業）	〇〇伝統まつりの開催	協議会（主催）	安全安心なまち	防犯パトロール	各自治会	防犯灯整備	点検：各自治会 整備：市に提案	市道〇線の歩道整備	整備：市に提案	子育てしやすいまち	児童公園の整備	協議会（市補助事業）	通学路点検	各自治会	高齢者が生き生きするまち	ふれあいの場の運営 （空き店舗活用）	協議会、婦人会、老人クラブ ※開設に係る支援を行政に提案	活動拠点の整備	市民センターの管理運営	協議会（市委託事業）	
実施項目	実施事業	実施主体																										
地域の宝を活かした魅力あるまち	〇〇史跡の環境整備	協議会（地域一斉作業）																										
	〇〇伝統まつりの開催	協議会（主催）																										
安全安心なまち	防犯パトロール	各自治会																										
	防犯灯整備	点検：各自治会 整備：市に提案																										
	市道〇線の歩道整備	整備：市に提案																										
子育てしやすいまち	児童公園の整備	協議会（市補助事業）																										
	通学路点検	各自治会																										
高齢者が生き生きするまち	ふれあいの場の運営 （空き店舗活用）	協議会、婦人会、老人クラブ ※開設に係る支援を行政に提案																										
活動拠点の整備	市民センターの管理運営	協議会（市委託事業）																										
4	スケジュール																											